

調布飛行場整備検討会設置要綱

制定 令和 6 年 11 月 1 日付 6 港島計第 57 号

（設置目的）

第 1 条 調布飛行場において、老朽化した施設を建替える機会を捉えて、「調布飛行場整備方針及び同整備基本計画」（平成 8 年 8 月策定）に基づく今後の調布飛行場に求められる役割を改めて把握・整理し、その実現に向けた取組等の検討を行うため、「調布飛行場整備検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （１）今後の調布飛行場に求められる役割と、その実現に向けた取組の検討に関すること。
- （２）調布飛行場の利用ルール等の検討に関すること。
- （３）前 2 号に掲げるもののほか、検討会で必要と認めること。

（組織）

第 3 条 検討会は、別表に掲げる者により構成する。

（委員長）

第 4 条 検討会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、検討会を代表し、会務を主宰する。

（検討会の運営）

第 5 条 検討会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に対して、検討会への出席等必要な協力を依頼することができる。
- 3 検討会は非公開とする。
- 4 検討資料は原則として公開する。ただし、委員長が不適当と認めるときは、この限りではない。
- 5 検討会の議事概要は、各検討会の終了後に公開する。

（事務局）

第 6 条 検討会の事務局は、東京都港湾局離島港湾部計画課に置く。

（守秘義務）

第 7 条 別表に掲げる者は、検討会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（補則）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

職	区分	所属・役職等	
委員	学識経験者	日本大学 理工学部 学部長	轟 朝幸
		中央大学 理工学部 都市環境学科 准教授	三浦 詩乃
		西村あさひ法律事務所・ 外国法共同事業 弁護士	野本 修
	行政委員	総務局 多摩島しょ振興担当部長	
		都市整備局 多摩まちづくり政策部長	
		港湾局 島しょ・小笠原空港整備担当部長	
オブザーバー	地元自治体	三鷹市 企画部 企画経営課長	
		府中市 政策経営部 政策課長	
		調布市 行政経営部 企画経営課長	
	関係部局	総務局 総合防災部 防災計画課長	
		都市整備局 都市基盤部 航空政策担当課長	
		環境局 気候変動対策部 計画課長	